

消防法施行令第27条の2項の例

A棟（準耐火構造）・B棟（木造）・C棟（耐火構造） が同一敷地内に図のような相互間距離で存する場合

第一 趣旨

定めるものとする。

第二 用語の意義



建物の相互間距離から A B C棟は 同一建物とみなされます

A棟 準耐火構造なので $7,000 \div 10,000 = 0.7$

B棟 木造なので $2,700 \div 5,000 = 0.54$

C棟 耐火構造なので $5,000 \div 15,000 = 0.33$

$0.7 + 0.54 + 0.33 = 1.57$ 1.0を超えたので

消防用水 の設置義務が発生します

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co.,Ltd

N.B.S.



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

